

福島市省エネルギー設備導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 原油価格・物価高騰等の影響により、厳しい経営状況にある中小企業者等の事業継続と経営改善、温室効果ガスの削減を図るため、事業者が行う省エネ機器更新による経営効率化に資する取組みの支援に関し、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、事業者の定義は次に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（小規模事業者及び個人事業主を含む。みなし大企業に該当するものは除く。）又は消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第10条第1項に規定する事業（第6号及び7号の事業を除く。）と同一の事業を行う組合のうち常時使用する従業員が300人以下の組合をいう。
- (2) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体をいう。
- (3) 社会福祉法人 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人又は消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第10条第1項第7号に規定する事業と同一の事業を行う組合のうち、常時使用する従業員が300人以下の法人をいう。
- (4) 学校法人 私立学校法（昭和24年法律第270号）第2条及び第3条に規定する学校法人のうち、常時使用する従業員が300人以下の法人をいう。
- (5) 医療法人 医療法（昭和23年法律第250号）第39条に規定される医療法人又は消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第10条第1項第6号に規定する事業と同一事業を行う組合のうち、常時使用する従業員が300人以下の法人をいう。
- (6) NPO法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条2項に規定する特定非営利活動法人のうち、常時使用する従業員が300人以下の法人をいう。
- (7) 農業者 令和7年（令和6年分）の農業収入について、所得税又は市県民税の申告を行っている者をいう。
- (8) その他市長が認める者

(補助対象者)

第3条 第1条の補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という）は、市内に本店又は支店を有する事業者で、市税等を滞納していない者とする。

2 前項の規定にかかわらず、事業者の代表者又は役員が次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

- (1) 福島市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等

- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業又はそれらに類似する業種を営む事業者
- (3) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体
- (4) その他市長が適当でないと認める者

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の内容、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助率及び補助上限額等は、次条及び別表1に規定するとおりとする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、別表1に掲げるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表2に該当するものは、補助対象経費から除くものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 経費の内訳が明記された契約書又は見積書の写し
- (2) 工事着手前の現況写真
- (3) 法人の場合、登記事項証明書(発行から3ヶ月以内のものに限る。)
- (4) 個人事業者の場合、税務署が受理したことがわかる開業届又は確定申告書(直近のものに限る。)の写し。(電子にて申請を行った場合は、申請時に提出したデータ及び受理されたことが確認できるデータの写し)
- (5) 導入する補助対象機器の仕様がわかる書類
- (6) 更新する照明器具一覧表(様式第2号)
- (7) 導入する器具(LED)の電気図面など、設置個数や設置年月日が分かる資料
- (8) 既存器具(蛍光灯)の電気図面など、設置個数や設置年月日が分かる資料
- (9) J-クレジット化に関する意向確認書(様式第3号)
- (10) その他、市長が必要と認める書類

(補助金の申請の制限)

第7条 補助金の申請回数は、1事業者につき1回限りとする。

(補助金の交付の決定等)

第8条 市長は、第6条に規定する交付の申請を受けた場合は、事業の内容を審査し、補助金を交付することが適當と認めるとときは、補助金の交付決定を行い、その内容を当該申請者に通知する。

- 2 前項に規定する補助金の額は、千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 3 市長は、補助金の不交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を申請者に通知するものとする。

(補助事業等の内容変更等の手続)

第9条 申請者は、規則第6条第1項第1号又は第2号の承認を受けようとするときは、補助金変更(中止・廃止)申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第10条 規則第6条第1項第1号に定める軽微な変更とは、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費のうち、20%以内の減額をする場合
- (2) その他事業計画の細部を変更する場合

(実績報告)

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了した日から30日以内又は令和8年2月18日(水)のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象機器の設置に係る経費の支払いを証する書類の写し
- (2) 補助対象機器の設置状態を示す写真
- (3) 完了証明書(様式第6号)
- (4) その他、市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第12条 規則第15条に定める補助金等の額の確定通知を受けた者は、補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する請求書の提出があったときには、速やかに補助金を交付するものとする。

(オンライン申請方式)

第13条 第6条の補助金の申請から第12条の補助金の請求にいたる手続きについては、専用申請フォームにて必要事項を入力・送信することで提出に代えることができる。なお、各手続きにおける添付書類については、申請フォームにて添付書類に該当するデータ(写真等)を添付するものとする。

(処分の制限)

第14条 補助金の交付を受けた者は、導入した省エネ機器を市長の承認を受けないで、譲渡、貸付、売却、取り壊し、又は担保に供してはならない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、規則第20条に規定する承認を受けようとするときは、あ

らかじめ設備処分承認申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

3 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、10年とする。

(交付決定の取り消し及び返還)

第15条 市長は、規則第7条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者が、次の各号に該当する場合は、当該補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) 補助を受けることについて、不正な行為があった場合
- (2) 補助の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (3) 補助することが不適当と認められる事実があった場合

(補則)

第16条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月12日から施行する。

別表1（第4条、第5条関係）

対象機器	市内に所在する店舗、事業所から新品の状態で購入する、LED 照明器具 ※既存機器（蛍光灯）からの更新に限る。 ※国・県等が行う他の補助金等を利用して導入した機器は対象外。
補助要件	<p>1 次の要件を満たす LED 照明器具</p> <p>(1)一般照明用</p> <p>既存機器を更新する場合であって、トップランナー基準を達成した LED 照明器具であること。</p> <p>※トップランナー基準値</p> <p>光原色が昼光色・昼白色・白色の場合：100lm/W以上</p> <p>光原色が温白色・電球色の場合：50lm/W以上</p> <p>(2)特殊用途</p> <p>農業者が使用する生育用の照明（蛍光灯）を LED に更新する場合であって、既存の機器よりエネルギー消費量が減少するもの。</p> <p>2 補助対象経費の総計が10万円（消費税及び地方消費税を除く）以上であること。</p> <p>3 温室効果ガス排出量の削減効果を本市へ無償譲渡することに同意すること。</p>
補助対象経費	更新に伴う機器撤去費用及び廃棄費用、その他一体不可分の据付工事費
補助率	補助対象経費の1/3
補助上限	200千円

別表2 補助対象外経費

<ul style="list-style-type: none"> ・消費税及び地方消費税額 ・補助対象機器の設置作業に直接かかわらない経費 ・補助対象経費のうち補助対象者の自社製品、自社施工に係る調達分又は関連事業者からの調達分（施工を含む）において、利益等が排除されていない経費 ・上記のほか、公的資金支援を受けた事業の経費に含めるものとして社会通念上、不適切と認められる経費

様式第1号（第6条関係）

補助金交付申請書

年　月　日

福島市長

(申請者)

所 在 地 _____
商号又は名称 _____
代表者職・氏名 _____
担当者氏名 _____
担当者電話番号 _____
担当者E-mail _____

福島市省エネルギー設備導入支援事業費補助金交付要綱第6条に基づき、下記の通り申請します。

記

1 設置場所 福島市

2 設置等予定日 工事着工日： 年 月 日
工事完了日： 年 月 日

3 補助金交付申請額 _____ 円

4 補助対象経費 _____ 円

5 市税等の納付状況

- 市税等に滞納がないことを確認し、申請しています。
- 申請者は、福島市省エネルギー設備導入支援事業費補助金交付申請に伴い、市税等（延滞金含む）について、納付状況（科目・税額等）の確認のため、税務担当課に照会することに同意します。

(裏面に続く)

6 誓約事項

- 事業者の代表者又は役員が以下のいずれにも該当しません。
- (1) 福島市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業又はそれらに類似する業種を営む事業者
 - (3) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体
- (物件を借りて事業を行っている方)
- 貸主の承諾を得たうえで、既存機器の更新を行っております。

7 添付書類

- (1) 経費の内訳が明記された契約書又は見積書の写し
- (2) 工事着手前の現況写真(既存照明器具及び工事前の該当箇所のカラー写真)
- (3) 法人の場合、登記事項証明書(発行から3ヶ月以内のものに限る。)
- (4) 個人事業者の場合、税務署が受理したことがわかる開業届又は確定申告書(直近のものに限る。)の写し。(電子にて申請を行った場合は、申請時に提出したデータ及び受理されたことが確認できるデータの写し)
- (5) 導入する補助対象機器の仕様がわかる書類(メーカー名、機種名、型番等が分かるカタログやホームページの写し)
- (6) 更新する照明器具の一覧表(様式第2号)
- (7) 導入する器具(LED)の電気図面など、設置個数や設置年月日が分かる資料
- (8) 既存器具(蛍光灯)の電気図面など、設置個数や設置年月日が分かる資料
- (9) J-クレジット化に関する意向確認書(様式第3号)

様式第2号（第6条関係）

更新する照明器具一覧表

No.	工事該当箇所	既存設備		更新設備	
		機種名（型番）	消費電力	機種名（型番）	消費電力
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※新たに設置する照明器具ごとに付番してください。
※同じ照明器具を複数設置する場合、工事着工前後の写真に番号を記載してください。

様式第3号（第6条関係）

J-クレジット化に関する意向確認書

年　月　日

福島市長

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

担当者氏名

担当者電話番号

担当者E-mail

私は、福島市が株式会社東邦銀行及び株式会社バイウィルと連携して実施する省エネ設備（LED 照明）への更新によるJ-クレジットの創出事業（きらきラボ）について、取組の趣旨・目的に賛同し、以下の事項に同意します。

⇒右記にチェックし、下記「確認事項」をご確認の上、全てにチェックしてください。

確認事項

「きらきラボ」入会規約に同意します。	<input type="checkbox"/>
J-クレジット制度における各種申請に際し、申請書等に記載された情報を株式会社バイウィルが使用することに同意します。	<input type="checkbox"/>
J-クレジット制度における各種申請に際し、申請書等に記載された以外の情報について、株式会社バイウィルが必要とする場合は提供することに同意します。	<input type="checkbox"/>
LED 照明設備を導入することによる電力消費量の削減分についての環境価値(温室効果ガス排出量の削減効果=J-クレジット)を福島市及び株式会社バイウィルへ譲渡すること、その結果として「LED 照明設備を導入することで温室効果ガス排出量を削減」したことを主張できなくなることに同意します。	<input type="checkbox"/>
「きらきラボ」に登録する照明設備は、他の類似制度及びJ-クレジット制度の他のプロジェクトのいずれにおいても登録していません。	<input type="checkbox"/>
環境社会配慮を行い持続可能性を確保するため遵守しなければならない法令（地球温暖化対策推進法、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する法律、環境基本法、その他関連法令）を遵守しています。	<input type="checkbox"/>

(裏面に続く)

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第9条関係）

補助金変更(中止・廃止)申請書

年　　月　　日

福島市長

(申請者)

所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名

担当者氏名

担当者電話番号

担当者E-mail

年　　月　　日付けで交付決定を受けた福島市省エネルギー設備導入支援事業費補助金について、福島市省エネルギー設備導入支援事業費補助金交付要綱第9条に基づき、下記の通り申請します。

記

内容の変更

変更内容	
変更理由	

※変更の内容が分かる書類を添付してください。

中止

中止理由	
------	--

様式第5号（第11条関係）

補助事業実績報告書

年　　月　　日

福島市長

(申請者)

所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名

担当者氏名

担当者電話番号

担当者E-mail

年　　月　　日付けで交付決定を受けた福島市省エネルギー設備導入支援事業費補助金について、福島市省エネルギー設備導入支援事業費補助金交付要綱第11条に基づき、関係書類を添えて下記の通り報告します。

記

1 指令年月日 令和　　年　　月　　日

2 指令番号 福島市指令第　　号

3 交付決定額 　　円

4 設置場所 福島市

5 設置完了日 　　

6 実績報告に必要な書類

- (1) 補助対象機器の設置に係る経費の支払いを証する書類の写し
- (2) 補助対象機器の設置状態を示す写真
- (3) 完了証明書（様式第6号）

様式第6号（第11条関係）

完了証明書

年 月 日

福島市長

下記補助金申請者に対し、既存機器（蛍光灯）からLED照明器具への更新を行ったことを証明します。

補助金申請者	所在地	
	事業者名	
	代表者職・氏名	
設置場所	(□申請者所在地と同じ) 福島市	
着工日		
廃棄物処理	<input type="checkbox"/> 機器の更新に伴って生じた廃棄物は、廃棄物処理法に基づき 適正に処理いたしました。	

所 在 地 _____

会 社 名 _____

代表者職・氏名 _____

電 話 番 号 _____

E - m a i l _____

様式第7号（第12条関係）

補助金交付請求書

年　　月　　日

福島市長

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

担当者氏名

担当者電話番号

担当者E-mail

年　　月　　日付けで確定通知を受けた福島市省エネルギー設備導入支援事業費補助金について、福島市省エネルギー設備導入支援事業費補助金交付要綱第12条に基づき、下記の通り請求します。

記

1 指令年月日 令和　　年　　月　　日

2 指令番号 福島市指令第　　号

3 補助事業名称 福島市省エネルギー設備導入支援事業

4 確定額 　　円

5 口座情報

金融機関名		金融機関コード	
支店名		支店コード	
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

※通帳の写しを添付してください。

様式第8号（第14条関係）

設備処分承認申請書

年　　月　　日

福島市長

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

担当者氏名

担当者電話番号

担当者E-mail

年　　月　　日付けで交付決定を受けた福島市省エネルギー設備導入支援事業費補助金について、福島市省エネルギー設備導入支援事業費補助金交付要綱第14条に基づき、下記の通り申請します。

記

1 指令年月日 令和　　年　　月　　日

2 指令番号 福島市指令第　　号

3 処分の方法 売却 譲渡 交換 貸与 破棄
 その他（　　）

4 処分の時期 　　年　　月　　日

5 処分の理由 _____